



草加市監査委員告示第 6 号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、平成24年6月5日付けで草加市長から通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成24年7月13日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 飯 田 弘 之

定例監査の結果に関する報告（平成23年12月20日 草監第138号）

- 1 所管部課 自治文化部 文化・スポーツ振興課
- 2 対象団体 財団法人草加市体育協会
- 3 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p><b>受託販売について</b></p> <p>草加市スポーツ健康都市記念体育館及び市民温水プールでは、施設での利用に必要な物品を販売しています。実地監査を行ったところ、市民温水プールにおける売上書の作成方法に誤りがありましたので、ミスの再発防止に取り組んでください。</p>	<p><b>受託販売について</b></p> <p>財政援助団体等監査で指摘を受けた、市民温水プールにおける売上表については、データ入力書式の設定を見直し、訂正したうえで、運用を監査終了後開始しております。</p> <p>また、従来は温水プールに勤務する職員だけで行っておりましたがチェック体制についても不十分であったため、現在は記念体育館に勤務する総務係（経理担当部署）でも確認を行い、チェック体制を強化しております。</p>